

認可外保育施設の無償化基準作成及び選定審査にかかる部会の設置について

1 設置の趣旨

無償化の対象となる施設について、平成 29 年度からは「一定の教育の質」を満たしている、また、平成 30 年度からは特色ある教育を行っている認可外保育施設についても対象とする。対象となる認可外保育施設についての選定にあたっての審査基準の作成および施設の選定を行う「認可外保育施設教育費補助審査部会」をこども・子育て支援会議に新たに設置する。

2 部会名称

こども・子育て支援会議 認可外保育施設教育費補助審査部会

3 設置の根拠

こども・子育て支援会議の設置根拠の 1 つである子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項第 4 号「当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。」と規定されており、子ども・子育て支援に関する重要施策の 1 つである幼児教育の無償化にかかる調査審議を行う部会の設置は同号の趣旨に当てはまる。

4 所掌事務

- (1) 幼児教育の教育費無償化の対象となる認可外保育施設の選定にあたっての審査基準の作成
- (2) 幼児教育の教育費無償化の対象となる認可外保育施設の選定

5 構成委員

保育・幼児教育に対して豊富な知識や経験を持つ 5 名の有識者により構成する。

6 今後のスケジュール（予定）

- ・平成 29 年 6 月下旬 部会設置
- ・平成 29 年 7 月・8 月 基準策定
- ・平成 29 年 8 月 公募開始
- ・平成 29 年 12 月 選定結果通知
- ・平成 30 年 3 月下旬～ 補助金交付

こども・子育て支援会議
認可外保育施設教育費補助審査部会 委員構成イメージ

1	部会長	学識経験者（幼児教育・保育分野）	支援会議委員
2	部会長代理	学識経験者（幼児教育・保育分野）	専門委員
3	委員	学識経験者（幼児教育・保育分野）	専門委員
4	委員	学識経験者（幼児教育・保育分野）	専門委員
5	委員	弁護士	支援会議委員